No

1

2 (1)

22

会計処理

(勘定科目)

売上値引

支払手数料

インボイス制度の負担 、ある質問とその回答

公表された「インボイス制度の負担軽減措置 (案) 先月号ではその概要を紹介したが、今回は先ごろ 度に関する事務負担の軽減措置が盛り込まれた。 のよくある質問とその回答」をもとに解説する。 2023年度の税制改正大綱では、 インボイス制



ボイスの交付が免除されます(図表1)。

し売手は帳簿に、

相手先(買手)の名称、

値引 ただ 振込手数料が税込1万円未満であれば返還イ

消費税法上の取り

税制改正に係る「インボイス制度の負担軽減措 手数料の実務的な対応について解説します。 が掲載されています。今回は、公表された振込 の運用が明確でなかった点について21間の回答 を公表しました。税制改正大綱のみでは、 【Q1】「少額な返還インボイスの交付義務免除」 (案)のよくある質問とその回答」 (FAQ) 実務

財務省は2023年1月20日、2023年度

財務省が公表したインボイス負担軽減措置に

関するFAQでは、 免税事業者がインボイス発

> の留意点が明らかにされました。 録制度の見直しと手続きの柔軟化」などの適用 存のみで仕入税額控除を認める「少額特例」、 売上税額の2割とする 行事業者となった場合に、 「少額な返還インボイスの交付義務免除」、「登 「2割特例」 納付する消費税額を や、

りました。 手が買手に返還インボイスを交付する義務があ る売上の返還を行う際には、 免除」については、改正前は返品や値引きによ このうち「少額な返還インボイスの交付義務 改正により税込1万円未満の返品 金額に係わらず売

中田 和重 中田公認会計士事務所所長 公認会計士・税理士 扱いを売上対価の返還として処理する場合は、 示されました。 【Q2】「売手が振込手数料を負担する場合」の 売上値引」として処理し、 売手が負担する振込手数料の会計上の科目 会計処理は?

適用期限の定めのない恒久的措置であることが 付義務免除は全ての事業者が対象になることや、 の交付義務を免除すると回答しています。

またFAQでは、

少額な返還インボイスの交

理をしている場合には、売手の返還インボイス

手数料相当額を消費税法上、

売上値引として処

除されます。FAQでは、売手が負担する振込 等については、返還インボイスの交付義務が免 値引き、割り戻しなどの売上に係る対価の返還

き金額、 回答しています 要がある点については、改正前と変更がないと 替金の精算書と銀行のインボイスを入手する必 売手が仕入税額控除を行う際に、仕入先から立 科目を「支払手数料」として処理し、 上の取り扱いを課税仕入として処理する場合は、 一方、 年月日、 売手が負担する振込手数料の会計上の (図表2②)。 内容を記載する必要があり 消費税法 ま

多く の事業者が前掲のような処理

が必要でない処理を認めています。 の要件を満たせば実務上返還インボイスの交付 点について財務省は、Q3に記載の通り、 できないとの声が多数挙がっていました。 止後は実務の現場ではインボイスの制度に対応 (支払手数料で課税仕入)をしているため、 この 定 改

貸方勘定科目

売掛金 110,000

売掛金 110,000

売掛金 110,000

【Q3】「振込手数料処理の実務的処理」とは?

売手の仕訳

(売上対価の返還)

借方勘定科目(消費税の処理)

支払手数料 550 (売上対価の返還)

預金 109,450

売上値引 550

預金

109,450

109,450

支払手数料 550 (課税仕入)

売上対価の返還等として売上税額から控除すれ とが明確にされました(税込1万円未満の ば、売手に返還インボイスの交付を免除するこ 会計上の科目は「支払手数料」として処理して いる場合であっても、 FAQでは、 売手が負担する振込手数料を、 消費税法上の取り扱い を

返還に変更する必要があります。 費税法上の取り扱いを課税仕入から売上対価の として経理処理している事業者は、 このため、現在振込手数料を「支払手数料」 (図表21) 改正後は消

■図表 売手の振込手数料の会計処理および消費税法上の取り扱いの違いと返還インボイスの交付義務の免除

インボイス

原則 返還インボイスの交付

(税込1万円未満は交付義務

上記と同様

仕入先から立替金の精算書と

銀行のインボイスが必要

義務あり

を免除)

【Q4】「会計ソフトでの具体的な対応策」は?

ドは、 が設定されています。 会計ソフトには勘定科目ごとに消費税コード 通常は課税仕入として自動的に処理され 支払手数料の消費税コー

消費税法の取り扱い

売上対価の返還処理

(売上税額から控除)

売上対価の返還処理

(売上税額から控除)

課税仕入処理

(仕入税額控除)

を入力する際にその都度、 仕入から対価の返還等に訂正する必要がありま 今回の改正に対応するためには、 毎回手入力で訂正すると煩雑で入力ミスが 消費税コードを課税 支払手数料

> ださい 助科目 科目に振込手数料の補助科目を設定し、 がこのような設定が可能であればぜひお試しく 要がありません。ご利用されている会計ソフト ておけば、手入力で消費税コー これを回避するために、 の消費税コードを対価の返還等に設定し 例えば支払手数料 ドを訂正する必 その補

柔軟な対応が期待されます 税理士等の専門家が財務省に対して質問や要望 スの導入に関しては、まだまだ実務上の課題が をした結果公表されました。しかし、 積しており、 今回の財務省からのFAQは、経理担当者や 今後も財務省および税務当局 インボイ



3 • **HISHO HISHO • 2**